

再意見書

平成23年9月20日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8116
(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち
住 所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(ふりがな) につぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 日本電信電話株式会社
みうら さとし
代表取締役社長 三浦 惺

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2011年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
日本電信電話株式会社
経営企画部門 経営管理担当
電話番号
電子メールアドレス

再意見提出者: 日本電信電話株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>(P2) はじめに (略)</p> <p>しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用したグループ連携といったNTTグループドミナンスへの対応の強化については本改正においては、全く措置されておらず、不十分と言わざるを得ません。</p> <p>これまで、競争事業者からNTT東・西による子会社を活用した禁止行為規制を潜脱する行為について毎年指摘されている中、NTT西日本による接続情報の流用が発生したことを踏まえると、改正電気通信事業法でも規定されていないNTT持株会社傘下の兄弟会社やNTTグループ内企業同士が出資した新会社等を活用して禁止行為規制を潜脱する新たな事例が出てくる懸念があると考えます。</p> <p>加えて、NTT法改正に伴い活用業務が届出制に変更されることにより、NTT東・西の業務範囲の拡大が容易に実施可能となります。</p> <p>今回の法改正では措置されていないグループドミナンスやNTT東・西への規制緩和である活用業務の届出化によって、NTTグループが電気通信市場を席卷し、独占回帰することが危惧されます。</p> <p>NTTグループによる独占化が進めば、料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となります。それらを回避し、真の公正競争の下、国民利便の更なる向上を図るためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要であり、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要と考えます。</p> <p>ルール導入までの措置としては、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。 ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客サービスの実現など消費者利便の向上に邁進してきました。 ・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。 ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予 <p>(次項に続く)</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>針」に禁止すべきグループ連携事例を明記した上で、競争セーフガード制度における検証において「十分な論拠が得られない」ため「引き続き注視する」といったように安易に結論付けるのではなく、改正電気通信事業法に基づく機能分離や子会社一体経営の検証と同様に、NTT東・西に対して十分な情報開示を要請し、NTT東・西自身に挙証させ、それに基づいて総務省は厳格な検証をすべきと考えます。</p> <p>3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、上述のように競争セーフガード制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要であると考えます。さらに、機能分離や子会社監督規制の検証のみならず、NTTグループ連携やNTTグループの市場支配力が競争環境に与える影響を考慮した上で包括的な検証をしなければ、競争政策全体の適正性・有効性は判断できないと考えます。</p> <p>(P.10)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がよ</p>	<p>見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。 ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。 ・ 公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>り一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。形式的には他社にもオープンになっているものの、競争領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> <p>さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNTTファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>これが事実であるならば、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>P. 8</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>2.グループドミナンス</p> <p>(4) NTT ファイナンス殿を介した優先的取扱い</p> <p>NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループ外のISP2 社が追加になったものの、市場支配力を有するNTT グループ主要事業者全ての実質的なセット割引が可能である状況に何ら変わりはなく、競争事業者にとって看過できない状況です。総務省殿においては、当該サービスについて、NTT グループ外の会社が含まれていることをもって排他的ではない(問題ない)と判断するのではなく、取引総量におけるNTT グループが占める割合等を問題有無の基準に追加することや実効性の観点から排他性を判断する等、本制度における検証の精度を高め、必要な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(5) NTT ID ログインサービス・NTT ネット決済</p> <p>NTT コミュニケーションズ殿及びNTT ドコモ殿等、NTT グループのみが連携して提供する「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、サービス名称を含め、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する疑いが強いものと考えます。</p> <p>これらサービスはグループの一体化や複数の市場における市場支配力を相互強化することを志向するものであり、このような連携が</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	<p>進んだ結果、NTT グループの総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省殿においては、排他的業務の該当性等、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じて頂くことを希望します。</p> <p>P. 3 【総論】 ■ 検証における重要な観点 ③ NTTグループに係る公正競争要件の見直し ✓グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し</p> <p>・NTT西日本情報漏洩問題にも見られる現行の公正競争要件と業務実態の乖離や、共同営業や連携サービスに係る市場支配力の行使といった問題を解決するためには、NTTグループの業務実態や市場環境の変化を見据えた上で累次の公正競争要件を見直すことが必要と考えます。</p> <p>P. 10 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し 「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がる懸念されております。 (略)</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社 ケイ・オプティコム	<p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。</p> <p>P. 6</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象</p> <p>⑤NTTグループのグループドミナンスの拡大 NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。 《事例》・NTT IDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携) … オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み (略) このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要であります。 ◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止 ◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止 ◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止</p>	

以上